# 米麦等の輸入納付金と通関手続きについて

税関へ提示している「<u>申出書の写し</u>」「<u>領収証書(原本)</u>」が、<u>電子媒体で</u> の提示で通関手続きが可能となります。

通関時に税関に提示している書類(従来)

申出書

の写し

通関時に税関に提示する書類の電子ファイル(追加)

申出書の写し(電子署名されたPDF) 地方農政局等窓口から交付

領収証書 (原本)

領収証書の写し(電子ファイル) 申出者作成・ファイル形式はNACCSに より提出可能な形式に限る(PDF、 JPEG等)



税関へ提示 (NACCS業務 により送信)

(なお、従来の書面(紙)での通関手続きも引き続き可能です。)

# 具体的な手順

### ① 米麦等輸入納付金の納付申出

電子媒体での通関手続きを希望される方は、<mark>電子媒体交付依頼書(様式17号)を提出</mark>してください。(追加) (電子媒体交付依頼書は、地方農政局等の窓口に用意してあるほか、ホームページからも印刷することができます。)

※ 従来の米麦等輸入納付金納付申出書の添付書類と一緒に提出してください。

## ② 納入告知書の交付

地方農政局等窓口において、申出内容を審査し、不備がなければ申出書の写し(納入告知書整理番号記載のもの)及び納入告知書 を交付します。(従来どおり)

この時、地方農政局等窓口のメールアドレス(電子申請用)をお知らせします。(追加)

#### ③ 納付金の納付

納入告知書の交付を受けたら、最寄りの金融機関(日本銀行代理店)等で納付をお願いします。(従来どおり)

#### 4) 領収証書の写しのメール送信

申出者は、地方農政局等窓口のメールアドレス(電子申請用)へ<mark>領収証書の写し(電子ファイル)をメールで送信</mark>してください。 (領収証書の写しの電子ファイルは、申出者が作成願います。ファイル形式はNACCSにより提出可能な形式(PDF、JPEG等)に限ります。)(追加)

#### ⑤ 申出書の写し(電子署名されたPDF)の交付

地方農政局等窓口は、会計システムにより納付を確認した後、申出書の写し(電子署名されたPDF)をメールで返信します。(追加) (注:納付確認にはシステムの関係で4日間程度が必要となりますので、予めご了解願います。)

#### ⑥ 通関手続

通関手続きの際に、「<u>「領収証書の写し(電子ファイル)」</u>と、<math><u>⑤</u>で交付された<u>「申出書の写し(電子署名されたPDF)</u>」を、税関へ提示(送信)してください。(追加)

注: 申出書の写し(電子署名されたPDF)は、食糧法に基づく納付金の納付を、農林水産省が確認したことを 証明するものです。

領収証書の写し(電子ファイル)とセットで税関へ提示することが必須です。